

学修の評価と修了認定 及び卒業

(学則抜粋)

第一工業大学

第3章 修了認定及び卒業

(単位認定)

第11条 各履修科目の修了は、原則として当該科目担当者が試験その他の方法によってこれを認定する。なお、その方法の詳細については、別にこれを定める。

2 成績は、優・良・可・不可の四級に分けて評価し、優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。合格者は第7条の別表第1に規定する単位数を修得したものとする。

(単位の算定)

第12条 本学の授業科目の単位の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準に従う。

(1) 講義及び演習については、15から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習・製図及び実技については、30から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(他大学等における履修単位の認定)

第14条 本学学生は、他の大学等において履修した単位について、本学における履修単位として認定申請することができる。

2 前項の申請があった場合には、教授会の議を得て可否を決定する。

(卒業及び学士の学位)

第15条 本学に通算して4年以上在学し、第9条、第10条又は前条に規定する方法で所定学科目及び単位数を履修取得し、かつ卒業研究の審査に合格したものに対しては、卒業を認め、卒業証書を授与する。

第16条 本学工学部を卒業したものは、学士(工学)の学位を授与する。

卒業のための要件（最低取得単位）

① 卒業に必要な単位数

大科目	科目区分	最低修得単位				目標
		科目区分から	全科目から	小計	合計	
共通総合 教育科目	自己発見力	8	6	40	124	学士 (工学)
	工学基礎力	16				
	社会人基礎力	10				
	教養一般	0				
専門科目	必修	42～79		84		
	選択	42～5				
4年以上在学						

② 卒業要件単位（124単位）の取り方

区 分	内 容
全般共通	<p>ア 必修科目の単位を全部取得していること。</p> <p>イ 科目の区分最低修得単位を全部取得していること。</p>
共通総合 教育科目	<p>ア 40単位取得していること。</p> <p>イ 40単位を越えて取得している単位は、卒業要件単位としては認められない。</p> <p>ウ 互換が認められた科目は、共通総合教育科目の単位として取り扱われる。</p> <p>エ 他大学等で履修した科目で、共通総合教育科目で認定された場合は、教養一般科目として、4単位だけ認められる。</p> <p>ただし、上記ウで処置された場合を除く。</p>
専門科目	<p>ア 84単位以上取得していること。</p> <p>イ 互換が認められた科目は、専門科目の単位として取り扱われる。</p> <p>ウ 他大学等で履修した科目で、各学科で認定された場合は、専門一般科目として、6単位だけ認められる。</p> <p>ただし、上記イで処置された場合を除く。</p> <p>エ 教職教育課程を履修している場合は、指定された教職科目16～18単位が認められる。</p>